



平成27年5月25日

各 位

会社名 小池酸素工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 横田 修
(コード番号6137 東証第2部)
問合せ先 常務取締役管理部長 岡崎 隆
(TEL 03-3624-3111)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、変更箇所は下線で示しております。

記

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において以下のとおり基本方針を決定しております。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス規程を制定し、管理部長を委員長とするコンプライアンス委員会を発足のうえ、その運用を図る。
- 2) 取締役が法令・定款および当社の経営理念、基本方針を遵守した行動をとるための行動規範・倫理規程を定め、その徹底を図るためコンプライアンス委員会は取締役教育等を行う。
- 3) 内部監査室はコンプライアンス委員会と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。
- 4) 内部通報規程を制定し、社内および社外に通報窓口を設置、通報事項はコンプライアンス委員会に報告される。
- 5) 上記1)～4)の活動は定期的にとり、取締役会および監査役会に報告されるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 取締役会、常勤役員会等の議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を社内規程に従い保存・管理する。
- 2) 取締役および監査役は文書管理規程により、上記1)の情報を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社およびグループ会社ごとにリスク対策に係る規程を制定し、必要に応じ研修、指導、配布等を行う。
- 2) 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- 3) 内部監査室が当社およびグループ会社ごとのリスク管理の状況を監査し、取締役会および監査役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社グループ全体の中期経営計画および毎期の利益計画、部門方針の策定により、当社およびグループ会社の各担当部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。
- 2) 当社およびグループ会社の各担当部門の取締役は中期経営計画および毎期の利益計画、部門方針の達成状況について、定期的に取締役会に報告する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス確保のための研修、指導の実施により使用人への周知、徹底を図る。
- 2) 内部通報規程を制定し、社内および社外に通報窓口を設置、通報事項はコンプライアンス委員会に報告される。

⑥ 会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 各グループ会社の当社経営担当役員は、コンプライアンス、リスク管理の体制を構築する権限と責任を有し、各グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
- 2) 当社内部監査室は、関係会社管理規程および内部監査規程に基づき、当社およびグループ会社における内部監査を実施し、グループ業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
- 3) 監査役がグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人および内部監査室との緊密な連携体制を構築する。
- 4) 当社は、グループ会社の業務の適正を確保するため、各グループ会社の当社経営担当役員、関係部署および担当事業所長を定め、関係会社管理規程に基づき管理を行い、グループ会社の経営成績、財務状況、その他重要な情報について、定期的な報告を受ける。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 1) 必要あるときは、内部監査室・管理部所属の職員を補助使用人とし、監査役の職務の補助業務を担当させる。また、監査役会の事務局業務も併せて担当させる。
- 2) 監査役の職務の補助業務を担当する補助使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人の人事異動・人事評価については監査役会の意見を尊重するものとする。

⑨ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
当社の取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人は次の重要事項を当社の監査役に報告する。

なお、報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する。

- 1) 当社および当社グループに著しい信用の低下・損害を及ぼすおそれのある事実
- 2) 当社および当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要事項
- 3) 内部監査の実施状況
- 4) 重大な法令・定款違反
- 5) その他上記1)～4)に準じる事項
- 6) 上記1)～5)の報告をした者が当該事項を報告したことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁止する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は取締役会等その他重要な会議に出席する。
- 2) 監査役会は代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- 3) 監査役会は必要に応じて内部監査室、コンプライアンス委員会等に調査・報告等を要請する。
- 4) 監査役の職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備体制

当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で臨み、警察および顧問弁護士等との連携を図り組織的に対応する。また、「K S Kグループ行動規範」にも明記して、当社グループ全体への周知に努める。

以 上